

広島県竹原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 広島県竹原市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度 (10年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (平成32年度に一部適用予定)
処理区域内人口密度	37.9人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1(竹原処理区)		
処 理 場 数	1(竹原浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28・29年度において汚水処理構想・全体計画の見直しを行うこととしており、個別処理と集合処理の経済比較を基本としつつ時間軸の観点から考慮した持続的な汚水処理システム構築に向けて各汚水処理施設の最適化の検討を行っている。 平成11年の公共下水道基本計画の見直しにより、全中央排水区を中央第2雨水排水ポンプ場が受け持つよう施設統合し、平成25年に中央第1雨水排水ポンプ場を廃止した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	8m ³ までは基本料金800円を徴収し、超過料金は1m ³ あたり、8m ³ を超え20m ³ まで140円、20m ³ を超え30m ³ まで160円、30m ³ を超え50m ³ まで180円、50m ³ を超え100m ³ まで190円、100m ³ を超え200m ³ まで200円、200m ³ を超えるものは230円を徴収する。(税抜き)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用種別として一般公衆浴場を設定しており、8m ³ までは基本料金800円を徴収し、超過料金は1m ³ あたり、8m ³ を超え20m ³ まで140円、20m ³ を超えるものは97円を徴収する。(税抜き)				
その他の使用料体系の 概要・考え方	臨時用を設定しており、10m ³ までは基本料金3,000円を徴収し、超過料金は1m ³ あたり、10m ³ を超えるものは470円を徴収する。(税抜き)				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,604 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,132 円
	平成26年度	2,678 円		平成26年度	3,240 円
	平成27年度	2,678 円		平成27年度	3,259 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	8名(課長1名、事務職3名、技術職4名)
事業運営組織	平成24年度に水道課と統合し上下水道課となったが、平成28年度に下水道事業のあり方検討や企業会計の導入に向けた取組に注力するため、組織改正をして下水道課となった。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター・雨水排水ポンプ場等の運営業務、運転操作監視業務、保守点検業務、点検修繕業務、環境計測業務、施設管理業務、保全管理業務、物品管理調達業務等について包括的民間委託している。
	イ 指定管理者制度	実施していない。
	ウ PPP・PFI	実施していない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成27年度の経営分析比較表を添付する。

経営比較分析表

広島県 竹原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	14.19	89.85
1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)			
2,678			

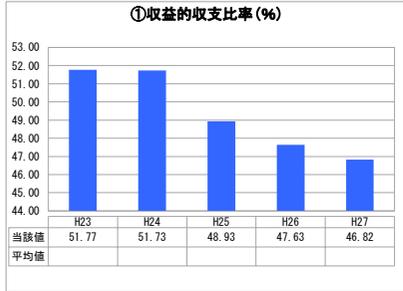
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
27,222	118.23	230.25
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,832	1.01	3,794.06

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



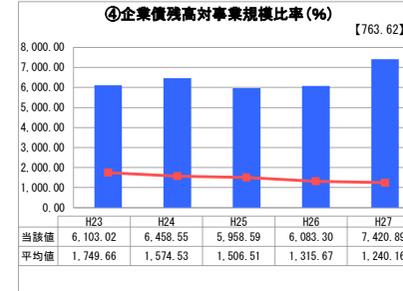
「単年度の収支」



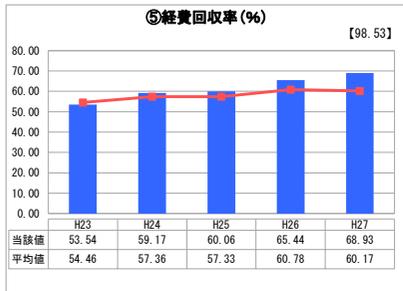
「累積欠損」



「支払能力」



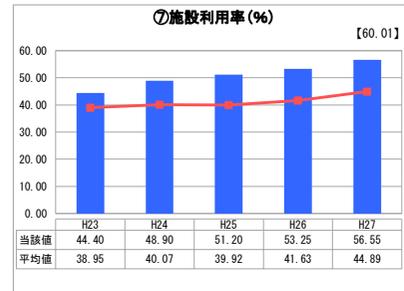
「債務残高」



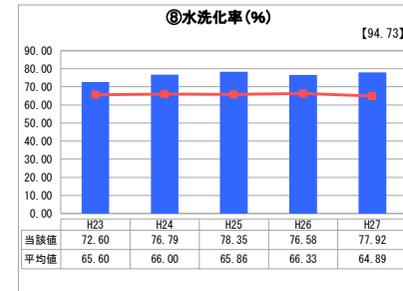
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

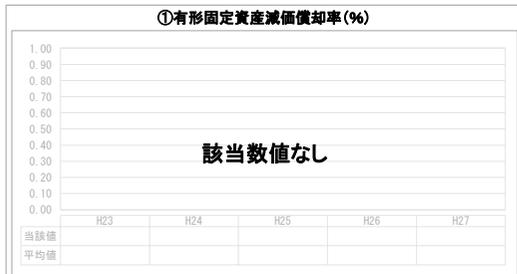


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

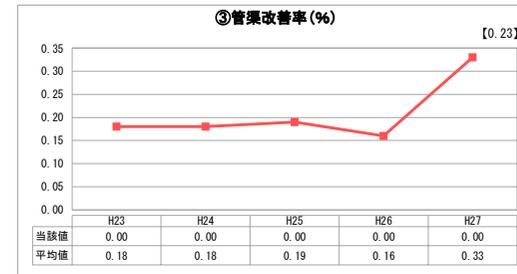
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は50%程度と赤字経営であり、経費回収率は類似団体平均と同程度となっている。これは汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要である。企業債残高対事業規模比率は類似団体平均を大きく上回っており、平成18年度供用開始であることから依然普及率が低く、使用料収入に比べ企業債残高の規模が大きくなっている。施設利用率、水洗化率については、着実な管渠整備推進により右肩上がりになっているが、今後も水洗化率向上に努める。

2. 老朽化の状況について

平成元年度に事業を開始し、平成18年度から供用開始をしているため、管渠の改築・更新を行う時期ではないが、今後、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に努める。

全体総括

面整備率が約7割と低く、未普及地域への整備事業を継続しているため、企業債残高が多く、収益的収支比率が低くなっている。今後は経営戦略の策定や汚水処理構想及び全体計画の見直しを行い、汚水処理施設の最適化を図るとともに、平成32年度から公営企業会計を適用することとしており、経費削減や料金の適正化など経営の健全化に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

平成元年度の事業開始から約30年が経過している現在、未普及地域における管渠布設等の整備事業については、向こう10年間で概成させる一方で維持管理面においては老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していかなければならない時期を迎えている。それらを滞りなく実施していくため、今後も財政的において多額の支出が必要となることを見込まれる。

それに対し財政面においては、有収水量の将来的な増加は見込めないことから使用料収益の増収が期待できないため、今後、事業を継続していくための財源確保についてはかなり厳しい状況にあると言える。このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要がある。

具体的には、快適な暮らしの実現のために平成28・29年度において汚水処理構想及び全体計画を見直し、下水道整備の早期概成に努める。また、水環境の保全に向け、下水道への接続を促進するため戸別訪問活動を強化するとともに水洗便所改造資金融資のあっせん及び利子補給等、各種制度を活用しながら水洗化を推進する。

また、災害発生時に早期に対処できる管理体制確立のため、下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を活用した危機管理体制を確立する。限られた財源の中、事業計画を基に経営を行っていく。平成32年度から公営企業会計を適用することとしており、独立採算性及び透明性を高め、経営状況をわかりやすく提供できるように努める。

さらに、職員の資質向上を図るため、積極的に研修等へ参加する。研修等で得た技術・知識を組織内で共有し技術継承をしていくことを目指す。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)													
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	47.6	46.8	45.1	45.8	45.6	45.2	45.5	45.5	45.9	46.1	45.5	44.6	44.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	176,585	187,412	186,237	191,480	207,905	215,348	221,173	226,154	224,264	225,389	233,083	236,843	243,774
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	167,252	176,585	187,412	186,237	191,480	207,905	215,348	221,173	226,154	224,264	225,389	233,083	236,843
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	5,327,868	5,254,095	5,194,502	5,342,649	5,374,566	5,403,871	5,434,707	5,311,398	5,189,696	5,066,369	4,932,617	4,786,426	4,632,148

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分													
収益的収支分	147,426	148,563	142,931	153,253	145,397	143,386	142,990	140,355	144,516	145,761	140,263	138,457	137,514
うち基準内繰入金	147,426	148,563	142,931	153,253	145,397	143,386	142,990	140,355	144,516	145,761	140,263	138,457	137,514
うち基準外繰入金													
資本的収支分	129,656	147,463	168,940	158,304	267,499	280,231	284,634	287,226	284,963	285,397	295,606	308,350	316,621
うち基準内繰入金	20,182	23,125	26,493	24,825	41,949	43,946	44,636	45,042	44,688	44,756	46,357	48,355	49,652
うち基準外繰入金	109,474	124,338	142,447	133,479	225,550	236,285	239,998	242,184	240,275	240,641	249,249	259,995	266,969
合 計	277,082	296,026	311,871	311,557	412,896	423,617	427,624	427,581	429,479	431,158	435,869	446,807	454,135

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
污水処理施設の整備に関しては平成39年度概成を目標年度としている。
- 管渠、処理場の建設・更新に関する事項
竹原浄化センターの汚泥処理施設の増設工事等を平成32年度完成で計画している。
- 広域化・共同化・最適化に関する事項
平成28・29年度において污水処理構想及び全体計画の見直しを行い、污水処理施設の最適化を図っていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
一般会計からの繰入を極力減らすため、下水道への接続を促進し、使用料収納の増収と資本費平準化債の発行を計画している。
- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
今後の下水道整備予定区域における水洗化の促進及び収納率の向上を図ることにより使用料が増収するよう計画している。
使用料の改定について、将来的には必要性、実施時期や改定内容について適正に判断していく必要がある。
- 企業債に関する事項
地方債の借入については、平成32年度の竹原浄化センター増設工事後は縮小していく見込みである。
- 繰入金に関する事項
一般会計繰入金については、全体計画の見直しに伴い事業規模が小さくなることから、今後は徐々に減少していく見込みである。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
浄化センター等の維持管理委託については、事業開始当初より包括的民間委託をしており、現契約は平成30年3月31日までで、今後も包括的民間委託を予定している。
- 職員給与費に関する事項
組織形態や職員数と業務量との整合性を図ることに努め、業務内容や手法を見直し、効率化を図る。職員給与費は平成29年度予算ベースで推移するものと見込んだ。
- 動力に関する事項
これまでの実績を見るとほぼ一定額であるため、現状の水準で推移するものと見込んだ。
- 修繕費に関する事項
老朽化していく施設の維持管理のため、増加傾向で見込んだ。
- 委託費に関する事項
現在の委託状況から費用を算出した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成28・29年度において汚水処理構想及び全体計画の見直しを行っているところであり、各汚水処理施設の最適化を図っていく。
投資の平準化に関する事項	今後10年間の管路整備を計画的に実施し、投資額の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本市の下水道使用料は供用開始(平成18年度)以降、使用料改定が行われておらず、据え置いている状況である。事業の継続には、常に投資と財源のバランスを考える必要があり、今後については、更なるコスト削減を行うとともに、財源となる下水道使用料の適正化を進めていく。
資産活用による収入増加の取組について	特になし。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	竹原浄化センター及び中央第二雨水排水ポンプ場等の各施設については、包括的民間委託を既に実施しており、今後においても民間活力の活用をしていく。
職員給与費に関する事項	特になし。
動力費に関する事項	特になし。
薬品費に関する事項	特になし。
修繕費に関する事項	今後、ストックマネジメントの策定を予定しており、当該計画に基づき着実に修繕を実施する。
委託費に関する事項	特になし。
その他の取組	特になし。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	下水道事業は、平成32年度から地方公営企業法を適用する予定であり、平成32年度からの経営戦略については、法適用後の会計(企業会計)で見直しを実施する。
---------------------	---